

## 高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金交付要綱

### 1 助成金交付の目的

本要綱に基づく助成は、高齢者・障害者を対象とする高度通信・放送研究開発のうち、その成果を用いた役務の提供又は役務の提供の方式の改善により新たな通信・放送事業分野の開拓に資する研究開発（以下「先進技術型研究開発」という。）のうち、それらの者の利便の増進に資する通信・放送役務の開発を行うためのもの（以下「高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発」という。）に必要な資金について、独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）が予算の範囲内で必要な助成措置を講ずることにより、通信・放送事業分野における新規事業の創出に資することを目的とする。

### 2 定義

この高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金交付要綱（以下「高齢者・障害者助成金交付要綱」という。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 助成対象事業 高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発を行う事業であって、助成金の交付対象となった事業をいう。
- (2) 助成対象事業者 助成対象事業を実施する者をいう。
- (3) 助成対象期間 助成金の交付対象となった期間をいう。

### 3 交付の対象

機構は、助成対象事業者に対し、高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発に必要な資金に充てるための助成金を交付する。

### 4 交付選定基準

機構は、助成対象事業者の選定に当たっては、次の各号に掲げる事項を基準として行う。

- (1) 助成対象事業を的確に遂行するに足る研究開発能力を有すること。
- (2) 研究開発内容が次の各要件に該当すること。
  - ① 新規性：高齢者・障害者を対象とする新たな役務を提供する事業又は役務の提供の方式を改善する事業の創出に資するものであること。
  - ② 波及性：開発される技術により創出される新規事業が、将来的に大きく成長する可能性があること、又は開発される技術が、通信・放送技術として幅広く波及する可能性があること。
  - ③ 有益性：助成対象事業者が遂行する助成対象事業が、高齢者・障害者の利便の増進に資するものであること。
- (3) 助成対象事業となる研究開発が、交付申請する年度を含み3年度以内に完了すること。
- (4) 研究開発のための資金調達が自己のみによっては困難であること。
- (5) 助成対象事業を的確に遂行するのに必要な経費のうち、自己負担分の調達に関して十分な能力を有すること。
- (6) 助成対象事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能

力を有すること。

## 5 助成対象経費

- (1) 助成金交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、当該助成対象事業を行うために必要な経費のうち、別紙1に掲げる費目の範囲内とする。
- (2) 間接経費は、助成対象事業者が受入れ可能な場合に限り交付するものとし、間接経費の執行は、間接経費を受入れる機関（以下「間接経費受入機関」という。）の長の責任の下で適正に行うものとする。

## 6 助成金の額

助成金の額は、一研究開発当たりの直接経費の額の2分の1に相当する額（当該金額が3千万円（助成対象事業が、通信・放送サービスの利用に身体の機能上の制限を受ける者の当該通信・放送サービスの円滑な利用を可能とするための情報の入出力に係る技術に関する研究開発を行うものである場合には、4千万円）を超える場合には3千万円（助成対象事業が、通信・放送サービスの利用に身体の機能上の制限を受ける者の当該通信・放送サービスの円滑な利用を可能とするための情報の入出力に係る技術に関する研究開発を行うものである場合には、4千万円）とする。）及び間接経費に相当する額（直接経費の助成対象額の30%を上限とする。）の合計額とする。この場合において、金額に1千円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てるものとする。

## 7 助成金の交付申請

- (1) 助成対象事業を行おうとする者が助成金の交付を受けようとするときは、様式第1の高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金交付申請書（その添付書類を含む。）を機構に提出しなければならない。
- (2) 本項（1）の助成金の交付申請を行う者は、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に助成率を乗じて得た金額をいう。）を減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

## 8 交付の決定及び通知

- (1) 機構は、前項の申請があったときは、機構内に設置された外部有識者からなる評価委員会の評価結果を参考として、助成金の交付を決定する。
- (2) 機構は、本項（1）の交付の決定をしたときは、様式第2の高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金交付決定通知書をもって申請者に通知するものとする。
- (3) 機構は、本項（1）の交付の決定に際して、必要に応じて助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付することができる。
- (4) 機構は、申請に対し不交付の決定をしたときには、様式第3の高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金不交付決定通知書をもって

申請者に通知するものとする。

## 9 申請の取下げ

- (1) 前項の通知を受けた者であって、当該通知書に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合は、助成金の交付の申請を取り下げることができる。
- (2) 本項(1)の規定に基づき助成金の交付の申請の取下げをしようとする者は、前項の通知書が交付された日から20日以内に機構に書面をもって申し出なければならない。
- (3) 本項(2)の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

## 10 計画変更等の承認

- (1) 助成対象事業者は、助成対象経費の額を変更しようとするとき(助成対象経費の各費目に係る配分ごとにそのいずれか低い額の20%の範囲内で流用する場合を除く。)又は助成対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、様式第4の高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金計画変更承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成対象経費の額の変更を伴わない軽微な事項については、この限りではない。
- (2) 機構は、本項(1)の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。
- (3) 助成対象事業者は、助成対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、その理由(中止しようとする場合は、再開の見通しを含む。)を記載した書面を機構に提出してあらかじめその承認を受けなければならない。
- (4) 機構は、本項(1)に基づく高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金計画変更承認申請書を受理したときはこれを審査する。その結果、当該申請に係る変更の内容が適正であると認めてこれを承認したときは、様式第5の高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金計画変更承認通知書をもって申請者に通知するものとする。

## 11 財産管理・帳簿の記載

- (1) 助成対象事業者は、助成金によって取得した設備等(以下「取得財産」という。)については、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 助成対象事業者は、助成対象事業の経理については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- (3) 助成対象事業者は、本項(2)の帳簿及び証拠書類を助成対象事業の終了日又は廃止の承認のあった日から5年間保管しなければならない。

## 12 処分等の制限

助成対象事業者は、取得財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具その他の財産を助成対象事業となった研究開発の終了後において、助成金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保供与しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。ただし、

別紙２に掲げる処分を制限する財産について当該処分制限期間を経過した場合は、この限りではない。

### 1.3 事故報告

助成対象事業者は、助成対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成対象事業の遂行が困難となった場合においては、その状況及び理由並びに将来への見通しを記載した報告書を速やかに機構に提出して、その指示を受けなければならない。

### 1.4 状況報告

助成対象事業者は、機構の要求があったときは、助成対象事業の遂行状況について状況報告書を作成し、機構に報告しなければならない。

### 1.5 実績報告

助成対象事業者は、助成対象事業が終了したとき又は第10項（3）の規定による助成対象事業の廃止の承認を受けたときは、終了若しくは廃止の承認の日から30日を経過した日又は当該事業年度末のいずれか早い日までに、助成対象事業の成果について実績報告書を作成し、機構に提出しなければならない。

### 1.6 助成金の額の確定等

機構は、前項の規定による実績報告書の内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、その報告に係る事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、助成対象事業の終了の認定を行い、交付すべき助成金の額を確定し、助成対象事業者に通知するものとする。

### 1.7 助成金の交付

機構は、前項の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に、助成金を支払うものとする。ただし、機構が必要であると認めるときは、概算払いをすることができる。

### 1.8 助成金の交付の決定の取消し

- (1) 機構は、第10項（3）の規定により助成対象事業の中止又は廃止の承認をするときは、当該助成対象事業に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (2) 機構は、助成対象事業者が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この高齢者・障害者助成金交付要綱の規定に違反したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (3) 本項（2）の規定は、第16項の規定に基づく助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

### 1.9 助成金の返還等

- (1) 機構は、前項の規定に基づき助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。
- (2) 機構は、第16項の規定に基づき額の確定をした場合において、既にその

額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の助成金の返還を請求するものとする。

- (3) 助成対象事業者は、前項(2)の規定により助成金の交付の決定を取り消されたことにより本項(1)の助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき、年利10.95%の割合で計算した加算金を加えて返還しなければならない。
- (4) 助成対象事業者は、返還すべき助成金及び加算金を期日までに納付しなかったときは、その未納に係る期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した延滞金を支払わなければならない。

## 20 企業化の報告

助成対象事業者は、助成対象期間が終了した年度以降5年間、毎会計年度終了後20日以内に当該助成対象事業に係る過去1年間の企業化状況について、報告書を作成し、機構に提出しなければならない。

## 21 収益納付

- (1) 機構は、前項の報告書により、助成対象事業者に当該助成対象事業の実施結果の企業化等によって相当の収益が生じたと認めるときは、助成対象事業者に対して交付した助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずるものとする。
- (2) 本項(1)の規定により納付を命ずることができる額の合計は、助成金の確定額の合計を上限とする。
- (3) 収益納付を命ずることができる期間は、助成対象事業となった研究開発が完了した年度の翌年度以降5年間とする。

## 22 間接経費執行実績報告

- (1) 間接経費受入機関は、競争的資金の間接経費の執行に係る通指針(平成13年4月20日付け競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に従い、間接経費を適正に執行しなければならない。
- (2) 間接経費受入機関は、助成事業が完了した年度の翌年度の6月30日までに、前項(1)に掲げる共通指針に従って作成された間接経費執行実績報告書を、機構に提出しなければならない。

## 23 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、機構が別にこれを定める。

別紙1（第5項関係）

直接経費の費目とその範囲

費 目		助成対象経費の範囲
I 設備費	建設費	建物の建造、改造、購入、借用に要する費用（ガス、水道、暖房、照明、通風等建物に附属する施設の買受けに要する経費を含む。）であって、専ら申請に係る研究開発に使用され、かつ、当該研究開発に必要不可欠なもの。 ただし、敷金、保証金、礼金を除く。
	機械装置等購入費	研究開発に必要な機械装置（電子計算機を含む。）及び工具器具備品（耐用年数1年以上のものであって100万円以上のものに限る。）の購入、製造、改造、借用、修繕又は裾付けに必要な経費。
II	物品費	研究開発を行うために直接必要な工具器具備品（耐用年数1年以上のものであって100万円以上のものを除く。）、消耗品（耐用年数1年未満のもの又は1件20万円未満のものであって、研究開発に直接必要なもの）及び材料の購入、製造、改造、修繕又は裾付けに必要な経費。
III	労務費	研究開発職員、工員等、研究開発に直接従事する職員に対する人件費。各々の人件費は基本給のほか、賞与、家族手当、住宅手当及び法定福利費を含むが退職金は除く。
IV	外注費	研究開発に必要な機械装置の設計、試料の製造、試作品の試験・評価等の外注に必要な経費。
V	委託費	大学等に技術指導・委託研究を行わせるために必要な委託費。
VI	諸経費	研究開発を行うために直接必要な旅費、文献購入費、光熱水料、コンピュータ使用料、通信・運送費、雇上費、租税公課その他研究開発に必要な経費として機構が認めた経費。

## 別紙2 (第12項関係)

処分を制限する財産の名称		処分制限期間 (年)
施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
建物	鉄筋鉄骨コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 事務所用のもの	50
	店舗用のもの	39
	送受信用のもの	38
	金属造のもの(骨格材の肉厚が4ミリメートルを超えるものに限る。)	
	事務所用のもの	38
	店舗用のもの	34
	送受信用のもの	31
	金属造のもの(骨格材の肉厚が3ミリメートルを超え4ミリメートル以下のものに限る。)	
	事務所用のもの	30
	店舗用のもの	27
	送受信用のもの	25
	金属造のもの(骨格材の肉厚が3ミリメートル以下のものに限る。)	
事務所用のもの	22	
店舗用のもの	19	
送受信用のもの	19	
建物附属設備	電気設備(照明設備を含む。)	
	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
	給排水又は衛生設備及びガス設備	15
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	
	冷暖房設備(冷凍機の出力が22キロワット以下のもの)	13
	その他のもの	15
	昇降機設備	
エレベーター	17	
エスカレーター	15	
消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	8	
ドア自動開閉設備	12	

構築物	送配電用のもの	
	配電用のもの	
	鉄塔及び鉄柱	5 0
	鉄筋コンクリート柱	4 2
	木柱	1 5
	配電線	3 0
	引込線	2 0
	地中電線路	2 5
	電気通信事業用のもの	
	通信ケーブル	
	光ファイバー製のもの	1 0
	その他のもの	1 3
	地中電線路	2 7
	その他の線路設備	2 1
放送用又は無線通信用のもの		
鉄塔及び鉄柱		
円筒空中線式のもの	3 0	
その他のもの	4 0	
鉄筋コンクリート柱	4 2	
木柱	1 0	
アンテナ	1 0	
接地線及び放送用配線	1 0	
舗装道路及び舗装路面		
コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	1 5	
アスファルト敷又は木れんが敷のもの	1 0	
ビチューマルス敷のもの	3	
前掲のものを除く	鉄筋鉄骨コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	
	上水道	5 0
	下水道	3 5
	へい	3 0
	コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの	
	上水道	3 0
	下水道	1 5
	その他のもの	4 0
金属造のもの		
へい	1 0	
その他のもの	4 5	
工具	測定工具	5

器具及び備品	事務機器及び通信機器	
	電子計算機	6
	その他の事務機器	5
	電話設備その他の通信機器	
	デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備 その他のもの	6 10
及び装置	時計、試験機器及び測定機器	
	試験又は測定機器	5
及び装置	国内電気通信事業設備	
	デジタル交換設備及び電気通信処理設備	6
	その他の設備	9
	ラジオ又はテレビジョン放送設備	6
	その他の通信設備（給電用指令設備を含む。）	9

様式第1（第7項関係）

高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金交付申請書

年 月 日

独立行政法人情報通信研究機構 理事長 殿

住所 〒

氏名（団体の場合には、団体名及び代表者氏名） 印

（電話番号 ー ー ）

高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金交付要綱（以下「高齢者・障害者助成金交付要綱」という。）第7項の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

助成金の交付を申請するに当たって、法令及び高齢者・障害者助成金交付要綱の規定に違反する行為を行わないことを確約します。

記

- 1 助成対象事業の名称及び概要（助成対象事業が、通信・放送サービスの利用に身体の機能上の制限を受ける者の当該通信・放送サービスの円滑な利用を可能とするための情報の入出力に係る技術に関する研究開発（以下「身体障害者等支援研究開発」という。）を行うものである場合は、名称の後に（身体障害者等支援研究開発）と記載すること。）
- 2 助成対象経費の額
- 3 助成金交付申請額
- 4 助成対象事業となる研究開発の開始及び完了予定日
- 5 連絡先

添付書類

- 1 助成対象事業総括表
- 2 申請者概要説明書
- 3 研究開発内容等説明書
- 4 助成対象経費等説明書
- 5 助成対象経費積算表
- 6 イラスト図

(添付書類1)

## 助成対象事業総括表

### 1 会社概要

会社名		住所		設立	年 月	
事業内容				従業員	人	
資本金	千円	主要株主	1. % 2. %			
年 月期	売	千円	経常	千円	研究	千円
年 月期	上	千円	利益	千円	費用	千円

### 2 研究開発体制

研究組織	
研究者人数	人 主任研究者の略歴
外部指導者	

### 3 研究開発内容

研究開発の名称	(適切な名称を記載のこと) . . . . . の研究開発 (助成対象事業が、身体障害者等支援研究開発を行うものである場合は、名称の後に(身体障害者等支援研究開発)と記載すること)
研究開発内容	(簡潔かつ明瞭に記載のこと。また、当該研究成果によりどのような問題が解決されるかについても触れること。)
研究開発成果	(簡潔かつ明瞭に記載のこと。また、狙いとするサービスが何かについても触れること。)
新規性 (期待される新規事業)	(簡潔かつ明瞭に記載のこと)
波及性 (新規事業の成長性又は開発技術の波及性)	(簡潔かつ明瞭に記載のこと)
有効性 (高齢者等への有益性)	(簡潔かつ明瞭に記載のこと)

### 4 研究開発計画 [研究開発期間] 平成 年 月 日～平成 年 月 日

年 度	年度	年度	年度	年度
内容・目標	(簡潔かつ明瞭に記載のこと)	(同左)	(同左)	(同左)
対象経費	千円	千円	千円	千円
交付申請額	千円	千円	千円	千円

### 5 助成金の必要性等

助成を必要とする理由	
助成金以外の資金調達	

(事務局記入欄)

(記入上の注意) 全体を1頁でまとめること

(添付書類 2 - 1)

申請者概要説明書

1 現在の事業内容	(現在営んでいる事業及び主たる製品又はこれまでの研究開発の成果の概要、株主等一覧(添付書類 2 - 2)、経営状況(添付書類 2 - 3)等を記載のこと。必要に応じパンフレット添付のこと。) [売上構成]			
	製(商)品名	年間売上高	構成比	
		千円	%	
		千円	%	
	その他製(商)品	千円	%	
合計		千円	%	
2 申請者の略歴	(会社の沿革を記載のこと。必要に応じパンフレット添付のこと。)			
3 代表者の氏名				
4 本社等の所在地	(本社及び主な事業所等の所在地を記載のこと。)			
5 会社設立日及び 上場又は登録日	(申請者が法人の場合には、創業年月、会社設立日、証券取引所への上場日又は証券業協会への店頭登録日等を記載のこと。)			
6 取引銀行	(現在の主な取引銀行名、支店名等を記載のこと。)			
7 借入金	(前年度末における全ての借入金の額を記載のこと。)			千円
8 研究開発費、総 事業費等	決算期	研究開発費	会社の全売上 高	全売上高に占める研究開 発費の比率
	今年度予定	千円	千円	%
	(前年度)	千円	千円	%
	(前々年度)	千円	千円	%
9 公的支援の導入 の有無(名称、 時期、対象事業 等)	(過去又は現時点で、国、又は地方自治体その他の公的団体から出資、融資、その他を受けている場合、独立行政法人情報通信研究機構から別の制度で支援を受けている場合は必ず記載のこと。)			

(記入上の注意) 全体を1頁でまとめること

(添付書類 2 - 2)

### 株 主 等 一 覧 表

#### 1 株 主

(平成 年 月 日現在)

株主氏名	住 所	持株数	持株比率	備 考

[注意] 株主が法人の場合は、備考欄にその法人の資本金及び従業員数を記載のこと。  
また、株主が個人の場合は、備考欄に当社との関係を記載のこと

#### 2 役 員

(平成 年 月 日現在)

役職名	氏 名	住 所	備 考

[注意] 他社の役員を兼務している場合は、備考欄に会社名及び職名を記載のこと

(添付書類 2 - 3)

経営状況表

会社名

(単位：千円)

	第 期 年 月 日から 年 月 日	第 期 年 月 日から 年 月 日	第 期 年 月 日から 年 月 日
売上高 A			
経常利益 B			
総資本 C			
自己資本 D			
流動資産 E			
流動負債 F			
総資本経常利益率 (B×100) / C	%	%	%
売上高経常利益率 (B×100) / A	%	%	%
自己資本比率 (D×100) / C	%	%	%
流動比率 (E×100) / F	%	%	%

[注1] 本資料は、過去3期の財務諸表により作成のこと

[注2] 金額は、百円の位を四捨五入して千円単位で記載のこと。率は、少数第2位を四捨五入して少数第1位まで記載のこと

[注3] 本資料の根拠となる貸借対照表、損益計算書の他、販売費及び一般管理費並びに利益金処分（損失金処理）計算書の写しをA4版用紙にて添付のこと



(添付書類 3 - 1)

研究開発内容等説明書

1 研究開発体制

(1) 主任研究者 の氏名等	氏名： 職名：（助成対象となる研究開発を行う主たる研究員の氏名、 所属： 職名、所属、連絡先を記載のこと。） 連絡先：
(2) 主任研究者 の略歴	（助成対象となる研究開発を行う主たる研究員の略歴を記載のこと。複数名の記載も可。）
(3) 経理担当者 の氏名等	氏名： 職名：（助成対象となる研究開発に係る経理関係を担当する者の 所属： 氏名、職名、所属、略歴及び連絡先を記載のこと。） 略歴：  連絡先：
(4) 研究開発の 組織、体制 及び人員等	（助成対象事業となる研究開発を行う組織・体制を図示するとともに、これに従事する者の人数、氏名等をできる限り詳細に記載のこと。紙面が不足する場合は、次項(5)とあわせて別頁とすること。）
(5) 他の指導者 又は協力者	（他からの指導者又は協力者がある場合に、職名、氏名及び指導関係又は協力関係について記載のこと。上記の(4)に含めて記載することも可。）

(記入上の注意) 全体を2頁以内でまとめること

(添付書類 3 - 2)

研 究 開 発 内 容 等 説 明 書

2 研究開発内容

(1) 研究開発の名称	(適切な名称を記載のこと。助成対象事業が、身体障害者等支援研究開発を行うものである場合は、名称の後に(身体障害者等支援研究開発)と記載すること。)	
(2) 研究開発の日程	開始(予定)日:平成 年 月 日 終了予定日:平成 年 月 日	全体の期間 年 月
(3) 研究開発の最終目標	研究開発の目的	(具体的かつ詳細に記載のこと)
	最終的成果	(具体的かつ詳細に記載のこと)
	可能となる新規事業等	(具体的かつ詳細に記載のこと)
(4) 研究開発の内容	(助成対象となる研究開発の内容について具体的かつ詳細に記載のこと。身体障害者等支援研究開発を行う場合は、本研究開発により、どのように通信・放送サービスの利用に身体上の機能の制限を受ける者が新たに当該通信・放送サービスを円滑に利用することが可能となるのかを、併せて説明すること。紙面が不足する場合は、(4)全体を別頁とすること。)	
ア	新規性	(新たな役務を提供する事業又は役務の提供の方式を改善する事業の創出に資する研究開発であることの説明)
イ	波及性	(開発される技術により創出される新規事業が、将来的に大きく成長する可能性があること、又は開発される技術が、通信・放送の技術として幅広く波及する可能性があることの説明)
ウ	有益性	(助成対象事業が、高齢者・障害者の利便の増進に資するものであることの説明)

(記入上の注意) 全体を3頁以内でまとめること

(添付書類 3 - 3)

研 究 開 発 内 容 等 説 明 書

3 研究開発計画等

(1) 研究開発の年次計画		研究開発項目及び内容
	平成 年度	(各年度毎の研究開発事項、開発段階の進展、その概要等について記載のこと。)
	平成 年度	
	平成 年度	
(2)	企業化・事業化の計画	(研究開発の成果に基づき、実施される新規事業の事業化のプロセスを具体的に記載のこと。)
(3)	既存の技術との相違等	(研究開発と自社若しくは他社の既存の技術との相違、関係、優劣等を記載のこと。)
(4)	関連する特許等	(研究開発に関連する特許、工業所有権、その他の知的所有権があれば記載のこと。)
(5)	その他	(研究開発の実施に関連して特に背景や問題意識があれば具体的に記載のこと。)

(記入上の注意) 全体を1頁でまとめること

(添付書類 4)

助 成 対 象 経 費 等 説 明 書

1 研究開発経費及び助成対象経費

年 度	助成対象経費及び研究開発経費	助成金申請額及び期待額
平成 年度	助成対象経費： 千円	助成金申請額 千円
平成 年度	研究開発経費： 千円	期待額 千円
平成 年度	研究開発経費： 千円	期待額 千円
合 計	千円	千円

( [注意] ここで助成対象経費とは、申請段階で申請年度の研究開発経費のこと。 )

2 助成対象経費の内訳

(単位：円)

	費 目 区 分	助成対象経費	助成金交付申請額
支 出	設 備 費		
	建設費		
	機械装置等購入費		
	(小 計)		
	物 品 費		
	労 務 費		
	外 注 費		
	委 託 費		
	諸 経 費		
	合 計		
収 入	調 達 区 分	金 額	備 考
	自 己 資 金		
	借 入 金		(借入予定の銀行・支店名)
	役員等からの借入金		(主な役員の氏名等)
	その他の収入		(具体的な内容等)
	(小 計)		収入合計に占める助成金交付 申請額の比率 %
	助成金交付申請額		
合 計			

[注意] 全体を1頁とし、各経費の費目に際しては「別紙」を参照のこと

(添付書類5)

助 成 対 象 経 費 積 算 表

費用名	品名	単価 (円)	数量	金額 (円)	用 途
	小 計				
	小 計				
合 計					

[注1] 添付書類4の助成対象経費の積算内容について記載のこと

[注2] 単価は、時価、実購入価格を基準とすること

[注3] 費用毎に整理して記載のこと。用紙が足りない場合は別頁とすること

[注4] 用途欄には、研究開発のどの工程に必要なのか簡潔に記入のこと

(添付書類 6)

## イラスト図

研究開発に要するシステム図等を具体的にA4版を用い1頁以内で記載のこと

様式第2（第8項関係）

高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金  
交付決定通知書

年 月 日

殿

独立行政法人情報通信研究機構 理事長

貴殿から平成 年 月 日付申請のあった高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金については、高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金交付要綱（以下「高齢者・障害者助成金交付要綱」という。）第8項の規定により、下記のとおり交付することが決定したので、通知します。

記

- 1 助成対象事業の名称及び概要
- 2 助成金の額
- 3 助成対象経費の額、その内容（その内訳を含む。）
- 4 高齢者・障害者助成金交付要綱第10項の規定により助成対象事業の内容が変更されたときは、助成金の額は別に通知するところによる旨の留保要件
- 5 助成金交付の決定に際して付する条件
- 6 助成金の額の確定に関する事項
- 7 事業の実施にあたっては、その他高齢者・障害者助成金交付要綱の定めるところに従わなければならない。

様式第3（第8項関係）

高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金  
不交付決定通知書

年 月 日

殿

独立行政法人情報通信研究機構 理事長

貴殿から平成 年 月 日付申請のあった高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金については、下記の理由により交付できませんので、高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金交付要綱第8項の規定により通知します。

記

様式第4（第10項関係）

高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金  
計画変更承認申請書

年 月 日

独立行政法人情報通信研究機構 理事長 殿

住所 〒

氏名（団体の場合には、団体名及び代表者氏名） 印  
（電話番号 ー ー ）

平成 年 月 日付で助成金交付決定の通知を受けた高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成対象事業の一部変更について、高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金交付要綱第10項の規定により、下記のとおり承認申請します。

記

- 1 計画変更の内容
- 2 計画変更を必要とする理由
- 3 計画変更が助成対象事業に及ぼす影響
- 4 計画変更後の助成対象経費の額（その内訳及び算出基礎を含む。新旧対比のこと。）

様式第5（第10項関係）

高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金計画変更承認通知書

平成 年 月 日

（名 称）

（代表者） 殿

独立行政法人情報通信研究機構 理事長

貴殿から平成 年 月 日付で高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金交付要綱（以下「高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金交付要綱」という。）第10項（1）の規定に基づき申請のあった高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金計画変更承認申請については、下記のとおり計画変更を承認することとしたので通知します。

記

- 1 助成対象事業の名称
- 2 変更の内容
- 3 助成金の額
- 4 助成対象経費の額、その内容